

大谷東小〇〇学童保育館の管理に関する基本協定書

小山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり、大谷東小〇〇学童保育館（以下「本学童保育館」という。）の管理運営について小山市学童保育館条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 この協定は、第5条の規定による期間（以下「協定期間」という。）の本学童保育館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、甲及び乙は、この協定書に定めるもののほか、仕様書に従い信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（公共性及び民間事業者の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本学童保育館の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲及び乙は、本学童保育館の管理に関して甲が指定管理者の指定を行う意義は、乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する学童保育サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲及び乙は地方自治法（昭和22年法律第67号）、小山市学童保育館条例（平成14年条例第2号）、小山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）、及びその他の関係法令（指定管理者募集要項を含む。）を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（管理物件等）

第4条 管理物件は、次に掲げる管理施設及び管理物品とする。

（1）管理施設

ア 名称

イ 所在地

ウ 建物概要

エ 施設概要

（2）管理物品

ア 別表 管理物品表のとおり

- 2 甲は、管理物品を、無償で乙に貸与するものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意をもって、管理物件及び物品を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。
- 4 備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により必要に応じて自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(原形変更の承認)

第5条 乙は、管理物件の原形を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(開館時間及び休館日等)

第6条 管理施設の開設日及び開設時間は、「小山市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成4年規定第26号。以下「要綱」という。)」第4条の規定に基づき、以下のとおりとする。

| | |
|-----|---|
| 開設日 | ①月曜日から金曜日まで(夏季休業日及び春季・冬季休業日除く) : 下校時から午後6時まで ② 夏季休業日及び春季・冬季休業日(一日保育) : 午前7時30分から午後6時まで ③ 午後7時まで延長することができる。 ④ 土曜日については一支援単位当たり、1ヶ月に1日以上は開設すること。 ⑤ いわゆる「お盆期間(8/13~8/16)」も原則として開設すること。 |
| 休館日 | ① 日曜日 ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ③ 年末年始(12月29日から翌年1月3日) |

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が認める範囲内において、開館時間及び休館日を変更することができる。

(指定期間)

第5条 この指定期間は、令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(本業務の範囲)

第6条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 児童への放課後児童健全育成事業に基づく保育等の提供
- (2) 児童の入退所に係る事務（入退所の判定も含む。）
- (3) 施設及び設備の維持管理、及び軽微な修繕
- (4) 保護者負担金の徴収
- (5) 前4号に掲げるもののほか、保育館の運営に関する業務（市長のみの権限に属するものを除く。）

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務実施条件）

第7条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第8条 甲又は乙は、必要と認めた場合は、相手方に対する通知を以て第6条で定めた本業務の範囲及び第7条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（緊急時の対応）

第12条 指定期間中、本業務の実施に関して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 災害等の発生時には、甲は管理施設を災害等に対応するために必要な目的に使用することができる。

（秘密の保持）

第13条 乙及び、本業務の全部又は一部に従事する者（以下この項において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、本業務の実施により知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。乙が指定管理者の職を、従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

2 前項に規定する個人情報（特定個人情報を含む。）の取扱いについては、別記1「学童保育館の管理に係る個人情報及び特定個人情報取扱特記事項」によるものとする。

3 乙は、本業務を実施するため甲が所掌する情報資産を取り扱う場合は、別記2「小山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、提供される情報を適正に管理しなければならない。

（業務計画書）

第15条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（業務報告書）

第16条 乙は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する管理業務の実施状況その他規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（1）管理運営業務の実施状況

（2）利用人数及び利用状況

（3）収入実績

（4）管理経費の収支状況等

（5）その他甲が必要と認める事項

2 乙は、甲が第31条から第33条の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、その取り消した日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

第17条 甲は、業務報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務にかかる管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申

し出に応じなければならない。

- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料

(指定管理料の支払い)

第18条 甲は、本業務実施のため、乙に指定管理料を支払う。

- 2 支払い方法は、上半期分を4月中に、下半期分を10月中に支払うものとする。
- 3 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第19条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知を以て指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議によるものとする。

第7章 損害賠償、不可抗力および責任分担

(損害賠償等)

第20条 乙が、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第21条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができるものとする。

(保険の加入)

第22条 本業務の実施にあたり、甲が加入しなければならない保険は、次のとおりである。

- (1) 火災保険
- (2) 傷害保険
- (3) 賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第23条 地震、洪水、竜巻、落雷、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症をいう。）等の天災又は暴動、封鎖、放射能汚染等の人災その他の甲及び乙の責めに帰することができない不可抗力（以下単に「不可抗力」という。）が発生した場合には、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力に係る履行不能等)

第24条 乙は、不可抗力が発生したことにより指定管理業務の全部又は一部を実施することができなくなったと認める場合には、甲に対し、直ちに協議の申入れを行うものとする。

2 甲は、前項の申入れを受けたときは、乙との間で協議等を行うものとする。

3 前項の協議等の結果、甲が、不可抗力が発生し、及びこれにより指定管理業務の全部又は一部を実施することができなくなったと認める場合には、乙は、不可抗力により実施することができなくなったと認められる指定管理業務（以下「履行不能業務」という。）について、本協定に定める義務を免れるものとする。

4 前項の場合には、乙は、履行不能業務に係る指定管理料について、支払いを受けるべき権利を失わない。ただし、乙が利益を受け、又は指定管理業務に関する費用（以下「経費」という。）の全部又は一部について支払いを免れたときは、甲は、乙に対し、当該利益を受け又は支払いを免れた分について、その償還を求め、又は指定管理料からの減額をすることができる。

(不可抗力に係る費用負担等)

第25条 乙は、不可抗力が発生したことにより損害が生じ又は経費が増大したと認める場合には、甲に対し、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって直ちに通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、乙との間で協議等を行うものとする。

3 前項の協議等の結果、甲が、不可抗力が発生し、及びこれにより乙に損害が生じ又は経費が増大したと認める場合には、甲は、乙に対し、相当と認められる範囲で損害又は経費の負担を行うものとする。この場合において、乙が、損害保険、国又は地方公共団体からの助成その他不可抗力に起因する事情により利益を受け、又は将来において利益を受けることが見込まれるときは、当該利益分について甲が負担すべき損害又は経費の額から控除する。

(業務停止要請)

第26条 不可抗力が発生した場合において、公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、小山市長は、乙に対し、期間を定めて、指定管理業務の全部又は一部の停止を要請することができる。

2 前条1項及び2項の規定は小山市長が前項の要請をした場合について、第24条4項及び前条3項の規定は乙が前項の要請を受諾し指定管理業務の全部又は一部を停止した場合について、それぞれ準用する。

(責任分担)

第27条 甲及び乙の責任分担は、「別表2 責任分担表」のとおり定めるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継等)

第28条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第29条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品の引継)

第30条 本協定の終了に際し、備品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引継がなければならない。

第9章 指定管理期間満了以前の取消し

(甲による指定の取消し)

第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 甲に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が、本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申し出があったとき
- (5) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定取り消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申し出)

第32条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (4) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議を経てその処理を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第33条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができる。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(本業務の遂行)

第34条 甲による指定の取り消し、乙による指定の取り消しの申し出及び不可抗力による指定の取り消しがあった場合、乙は新しい指定管理者が決定するまでの間、本業務を遂行しなければならない。

(指定期間終了時の取扱い)

第35条 第28条から第30条までの規定は、第31条から第33条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(請求・通知等の様式その他)

第37条 本協定に関する甲乙の請求、通知、申し出、報告、承諾、及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第38条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第39条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知もしくは立会いを行い、又は説明もしくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(災害発生時の管理施設の使用)

第40条 乙は、災害などの発生により、甲が管理施設を使用するときは、管理施設の使用等について協力しなければならない。

(情報公開)

第41条 乙は、本業務の実施にあたり、作成又は取得した文書等（図面及び電磁的記録を含む。）については、適正に管理及び保存しなければならない。

2 乙は本業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書であって、乙が管理しているものについては、小山市情報公開条例（昭和62年条例第1号）の規定に準じて、公開に努めなければならない。

(疑義についての協定)

第42条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙と協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 小山市中央町1丁目1番1号

名 称 小山市

代表者 小山市長 浅野 正富 印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

別表 責任分担表（第27条関係）

| 種類 | 内容 | 責任分担者 | |
|-----------------|---|--------|--------|
| | | 小山市 | 指定管理者 |
| 施設 (一部備品を含む) | 管理上の瑕疵が認められない施設、機器等の損傷の修繕 | 10万円以上 | 10万円未満 |
| | 管理上の瑕疵による施設、機器等の損傷の修繕 | | ○ |
| | 改造、増築、改築、移設 | ○ | |
| | 事故、災害等による修繕 | 協議による | |
| 備品 | 修繕 | 10万円以上 | 10万円未満 |
| | 更新・新規購入 | 協議による | |
| 不可抗力 | 豪雨、洪水、地震、火災、暴動等、小山市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的、人為的な現象による施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能 | 協議による | |
| 利用者 | 保険の加入 | ○ | |
| 苦情等 | 地域との協調、施設管理・運営業務に対する周辺住民、住民、利用者の苦情への対応 | 協議による | |
| | 地域との協調、施設管理・運営業務に係る以外の周辺住民、住民、利用者の苦情への対応 | 協議による | |
| | 不服申立てに対する決定(市長) | ○ | |
| 賠償責任 | 管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害 | | ○ |
| | 本業務における公害、生活環境の阻害等による賠償 | 協議による | |
| | 施設、機器の不備による臨時休業に伴う損害 | 協議による | |
| 災害時対応 | 待機連絡体制確保、被害調査、報告、応急処置 | | ○ |
| 警備 | 警備不備による情報の漏洩、犯罪発生等 | | ○ |
| 事業終了 | 指定期間又は期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収の費用負担 | | ○ |
| その他 | 行政財産の目的外使用許可(市長) | ○ | |